

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立男女共同参画センター（北九州市大手町ビル）

所在地：小倉北区大手町11番4号

施設内容：①施設概要 ホール、交流広場、料理室、和室、茶室、大セミナー
ルーム、企画ルーム、フィットネスルーム、工芸室、
OAルーム、図書・情報室、相談室、託児室、グループ
活動室、市民ギャラリーなど

②事業内容 市民啓発事業、情報収集・提供事業、相談事業、調査
・研究事業、能力開発支援事業、市民・市民団体等への
活動支援事業、託児事業、利用者への対応など

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

所在地：小倉北区大手町11番4号

主な業務内容：日本及び他のアジア諸国のジェンダー問題に関する調査研究
及び情報の収集・提供

女性の地位向上を図るための国際交流及び国際研修等の実施

男女共同参画に関する講座、講演会、研修会等の実施

男女共同参画に関する相談事業の実施 など

2 指定の経緯

令和2年 8月21日 指定管理者検討会（書面開催）の提出期限（条件付き公
募方式採用の妥当性検証）

令和2年 9月 4日 申請受付開始

令和2年 9月30日 申請締め切り

令和2年10月22日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）

令和2年11月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [学識経験者] 安河内恵子（九州工業大学教養教育院教授）
- ・ [公認会計士] 田村奈々子（田村奈々子税理士事務所）
- ・ [市民代表] 高橋 建二（第9期男女共同参画審議会市民委員）
- ・ [民間有識者] 遠藤 禎幸（連合福岡北九州地域協議会事務局長）

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

別紙「条件付き公募方式を採用する理由」のとおり

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

（3）検討会における主な意見

- ・ 条件付き公募方式の採用については、委託内容の専門性とこれまでの実績から妥当であると考えます。
- ・ 『北九州市男女共同参画推進データ集』を定期的に刊行するなど、地道なデータ収集を行ったうえで、それに基づき男女共同参画、女性活躍推進の諸活動を展開しており、高く評価できる。
- ・ 団体のこれまでの実績を踏まえ、今後ますます活動が展開することを期待したい。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
(公財) ア ジア女性交 流・研究フ ォーラム	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
【適正性】					
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

- ・指定管理業務に関する理念、基本方針もしっかりしている。
- ・ジェンダーに関する国際的な活動を行うとともに、男女共同参画をテーマとした市民活動団体の支援及び男女共同参画講座の開催等経験と実績がある。
- ・新規取組として提案されているオンラインによる講座の開催対応についても積極的に進めてほしい。
- ・職員構成について、ICT化に対応し次世代を見据えるうえでも、若い人材確保に努めてほしい。
- ・若い人の利用を促すため、市内の大学に男女共同参画施設について広報し、活用を促してほしい。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、(公財) アジア女性交流・研究フォーラムを指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・当該団体は、本市が推進する「SDGs (持続可能な開発目標)」のゴール5「ジェンダー平等の実現」と「女性・少女のエンパワーメント」を基本的理念として、SDGsの17すべての目標に、ジェンダー平等の視点が組み込まれるよう取り組み、施設の管理運営を行っている。
- ・当該団体の高い専門性やノウハウを活かした男女共同参画センターの事業の企画・運営が期待できる。
- ・男女共同参画センターの設置目的及び市の施策についてよく理解しており、同施設の効率的及び適切な管理とともに、経費削減が期待できる。

9 提案額

令和3年度	266,525千円
令和4年度	268,175千円
令和5年度	266,558千円
令和6年度	266,525千円
令和7年度	268,360千円

男女共同参画施設（男女共同参画センター）条件付き公募方式を採用する理由

男女共同参画センターの指定管理者指定手続きについては、「北九州市立男女共同参画センター条例第9条第2項」において、条件付き公募方式の採用を認めている。今回、下記理由により、条件付き公募方式を採用するもの。

1 団体に関する理由

（公財）アジア女性交流・研究フォーラム（以下フォーラム）は、平成2年の設立以降、日本及び他のアジア諸国を中心とした女性の地位向上及び男女共同参画社会の実現を目指し、調査研究及び国際交流等の様々な活動を行ってきた。

フォーラムがこれまでに培ってきた知見や研究実績、研究者や市民団体等との人的ネットワークは、本市の男女共同参画行政において貴重な財産であるとともに、調査研究に基づいた交流や情報発信は、他都市にはない本市の強みでもある。

フォーラムは男女共同参画社会の実現に向け、その重要性や本市の取組を十分に理解したうえで、女性団体をはじめとした市民団体との関わりやフォーラムが有する高い専門性や知識・情報、研究者等の人材及び関係機関等のネットワークなどの強みを本市の男女共同参画行政に活かしてきている。

また、男女共同参画センターが開所されて以来、施設の管理運営を行ってきた実績と平成18年から指定管理者として、平成23年からは勤労婦人センターもじ、やはたとともに三館を一体管理し、本市の男女共同参画事業を一元的かつ効果的・効率的に行うなど男女共同参画センターの役割と本市の男女共同参画施策の一翼を担ってきた実績がある。

加えて、令和元年度に策定された「第4次北九州市男女共同参画基本計画」のもと、その施策を実施する中核機能をもつ団体としての役割を果たしている。

さらに、施設管理に関しても安全性を最優先にした施設の維持管理に努めており、設備の耐用年数等を考慮の上、計画的な改修、適切な維持管理を行っている。

現在、本市はSDGsの達成を目指す先進都市として市民の力を結集し、一丸となって取組を進めているところであり、フォーラムにおいても「ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう」をすべてのゴールの達成に関連するものと意識して取組を進めている。

以上のように、これまで26年の長きにわたる男女共同参画センター運営の実績と経験、男女共同参画行政に関する知識、人的ネットワークを持つ団体・事業者は、フォーラムを除いて市内に他にはない。

本市の男女共同参画行政・施策の着実な推進や課題解決のためには、フォーラムに蓄積された知見や人的ネットワーク等の活用を引き続き行うことが最も効果的・効率

的である。

2 施設事業実施に関する理由

男女共同参画センターの運営にあたっては、貸館業務の他に、男女共同参画に関する幅広い知識・知見をもって男女共同参画事業、相談事業、情報収集・提供事業、調査・研究事業、市民活動支援・連携事業など多様な事業への取組が求められる。

また、国や市の政策の変化や社会的な課題に柔軟に対応できる体制をもち、市の政策課題である「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の重点取組に直結した事業を行い、「女性の活躍推進」を多方面から支援していく必要がある。

加えて、事業の実施にあたっては専門性を持って、市民や市民団体等との長期継続的な連携や人的ネットワークを構築していくことが求められる。